

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 8 号

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 1 7 年亀山市規則第 1 3
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（特別休暇） 第 2 0 条 条例第 1 5 条の規則で定め る場合は、次の各号に掲げる場合と し、その期間は、当該各号に定める 期間とする。 （1） 〔略〕 （2） 職員が裁判員、証人、鑑定 人、参考人、<u>被害者参加人</u>等とし て国会、裁判所、地方公共団体の 議会その他官公署へ出頭する場合 で、その勤務しないことがやむを得 ないと認められるとき 必要と 認められる期間 （3）～（2 2） 〔略〕 2 ～ 4 〔略〕	（特別休暇） 第 2 0 条 条例第 1 5 条の規則で定め る場合は、次の各号に掲げる場合と し、その期間は、当該各号に定める 期間とする。 （1） 〔略〕 （2） 職員が裁判員、証人、鑑定 人、参考人等として国会、裁判所、 地方公共団体の議会その他官公署 へ出頭する場合で、その勤務しな いことがやむを得ないと認められ るとき 必要と認められる期間 （3）～（2 2） 〔略〕 2 ～ 4 〔略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。